

していしゅうろういこうしえんじぎょうしょ 指定就 労 移 行 支 援 事 業 所

じゅうようじこうせつめいしょ 重 要 事 項 説 明 書

だいほん れいわ ねん がつ にちへんこう
(第3版) 令和3年4月1日変更

ふりがな りようしゃしめい ご利用者氏名			
じゅう しょ 住 所			
でん わ 電 話		けい たい 携 帯	
きんきゅうれんらくさき 緊 急 連 絡 先 ①		ぞく がら 続 柄	
じゅう しょ 住 所			
でん わ 電 話		けい たい 携 帯	
きんきゅうれんらくさき 緊 急 連 絡 先 ②		ぞく がら 続 柄	
じゅう しょ 住 所			
でん わ 電 話		けい たい 携 帯	
いりょうきかん 医 療 機 関		しゅじい 主 治 医	
じゅう しょ 住 所		れんらくさき 連 絡 先	

しゃかいふくしほうじん よしきふくしかい
社 会 福 祉 法 人 吉 城 福 祉 会

ひだししょう しゃじりつしえんしせつ いこ いえ
飛 騨 市 障 が い 者 自 立 支 援 施 設 憩 い の 家

＜重要事項説明書、利用契約書、その他の文書＞

「重要事項説明書」は、厚生労働省令に基づき、当事業所が提供するサービスを希望される方に対して、事業所の概要、サービス内容、サービスご利用の際の留意事項などについて説明する文書です

下記の「サービス利用契約前の手順」を経て、当該サービス提供が開始できる状況となった時、「利用契約書」を取り交わします

その他の契約に必要な文書として、「個人情報情報の取り扱い同意書」、「診療情報提供書」、「工賃振込口座」、「マイカー通所の誓約書」があります

＜契約前の留意事項＞

当事業所のサービスを希望される方に対しては、事前にアセスメント（ご自身の障害や家庭状況等の聞き取り）を実施させていただきます。その際、サービス利用回数（曜日）や時間、送迎サービス等の希望についても伺います。

特に双方の同意がある場合は、契約締結前に、当事業所の訓練内容がマッチするか双方が確認する為の体験利用期間を設けることができます。

当該サービスを利用する為には、ご利用者が在籍する市よりサービスの支給決定を受ける必要があります。相談支援事業所に当該サービス利用について相談する必要があります。

重要：状況によっては契約締結できない場合があります

- ・市町村が、サービス支給の要件を満たさないと判断した場合
- ・希望するサービス内容が、当事業所の通常のサービス提供範囲外の場合
(居住地域・利用時間・医療面の支援を要する方・高齢の方：利用期間中に65歳に達する)
- ・体験利用を行ったが、主にサービス希望者の事情により、回数が極端に少ない場合
(30日間で2日に満たないなど)

ただし、当事業所が利用可能と判断した場合、やむを得ない事情がある場合を除きます。

(例として、既に就労しており市町村が通所を認めた方、週の通院日数が多い方、市町村などが当事業所の支援が必要と判断する方など)

- ・サービス希望者と当事業所のどちらか一方でも、通所を継続することが難しいと判断した場合。

状況の聞き取り～体験利用の期間中に判断します

(例として、遵守事項を守ることが難しい、実施する作業のうち一定量確保できる作業工程に入ることが難しい、既に登録している方と一緒に過ごすことが難しいなど)

- ・サービス希望者の介護を要する場面や時間によっては、当事業所の作業や送迎サービスなどの状況に照らして契約に至らない可能性があります

(例として、常時見守りを要する、同性介護を希望する、症状により嘔吐や排泄物で汚染する頻度が多い、入浴や着替えなど衛生面の課題が他者や商品に影響がある、マスク着用など新型コロナウイルス感染症対策に関する当事業所の依頼に対応することが難しいなど)

<サービス内容の指針>

当事業所の全てのサービスは、サービス管理責任者が作成する「個別支援計画書」に基づいて行われます

基本的に3ヶ月毎に、ご本人の状態やご希望、ご家族や関係機関の意見などを元に計画書を作成し、内容を説明いたします。合意を得た際に計画書の写しを交付します

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 吉城福祉会
所在地	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号
電話	0577-73-7715
代表者氏名	理事長 橋本 正人
設立日	平成15年10月10日

2. 利用施設 『飛騨市障がい者自立支援施設 憩いの家』

事業の種類	指定就労移行支援
事業所名称 事業所番号	飛騨市障がい者自立支援施設 憩いの家 (2113300079)
所在地	飛騨市古川町下気多1407番地1
連絡先	電話：0577-73-0150 FAX：0577-73-0170
管理者（施設長）	奥田 やすひろ 康弘
サービス管理責任者	谷口 ひろあき 博亮
サービス実施地域	飛騨市、その他
対象者 (いずれも18歳未満 の者を除く)	(ア) 身体障害者 (イ) 知的障害者 (ウ) 精神障害者 (エ) 難病等対象者
定員	6名
開始年月日 指定年月日	平成23年4月1日 平成30年10月1日

3. サービスの目的・運営方針

<p>もくてき 目的</p>	<p>利用者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動、その他の活動を通して、知識及び能力の向上のために必要な訓練とその他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする</p>
<p>うんえいほうしん 運営方針</p>	<p>指定就労移行支援の提供にあたっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>事業の提供にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。</p>
<p>えいぎょうび 営業日</p>	<p>月曜日～金曜日（祝祭日・12月31日～1月3日を除く）</p>
<p>えいぎょうじかん 営業時間</p>	<p>月曜日～金曜日 8時00分～17時00分</p>
<p>ていきょうじかん サービス提供時間</p>	<p>月曜日～金曜日 9時30分～15時30分</p>
<p>そのほか</p>	<p>上記営業日営業時間提供時間について、年間を通じて適宜、活動設定状況から状況に応じてこれを変更することがあります。</p>

※自然災害等の発生などより、サービス提供時間内でも帰宅していただく場合があります

※職員・利用者とその家族、これらと接触する人が、新型コロナウイルスのPCR検査など感染症の検査を受ける場合、営業予定を変更する可能性があります。また、検査結果が陽性であった場合、飛騨保健所などの指導に従い休業することがあります。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たてもの 建物	こうぞう 構造	てつきん 鉄筋コンクリート つくり 造 2階建 かいだて (耐火建築物) たいしんこうぞう (耐震構造)				
	しきちめんせき 敷地面積	1,414 m ²	の ゆかめんせき 延べ床面積	1階 : 160 m ²	2階 : 120 m ²	合計 : 280 m ²

(2) 主な設備

	へやすう 部屋数	びこう 備考
じむしつ 事務室 (共用)	2室	1階 : 16.5 m ² 2階 : 8.3 m ²
くんれんさぎょうしつ 訓練作業室	1室	2階 : 12 m ² ※食堂兼用
そうだんしつ 相談室 (共用)	1室	1階 : 10 m ²
せんめんせつび 洗面設備 (共用)	1箇所	1階 : ※手洗い場兼用
トイレ (共用)	5箇所	1階 : 男性用、女性用、身障用 2階 : 男性用、女性用
きゅうけいしつ 休憩室 (共用)	1室	1階 : 和室10畳 ※食堂兼用
シャワー室 (共用)	1室	2階 : ※脱衣所あり
こういしつ 更衣室 (共用)	2室	1階 : 男性用、女性用

※当事業所は、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、必要な施設・設備を備えています

5. サービス提供職員の設置状況

しよくしゆ 職種	いんすう 員数	じょうきん 常勤		ひじょうきん 非常勤		じょうきん 常勤 かんさん 換算	びこう 備考
		せんじゅう 専従	けんむ 兼務	せんじゅう 専従	けんむ 兼務		
かんりしや 管理者 (施設長)	1				1	0.1	
サービス管理 せきにんしや 責任者	1	1				1	
しよくぎょうしどういん 職業指導員	1	1				1	
せいかつしえんいん 生活支援員	1				1	0.2	
しゅうろうしえんいん 就労支援員	1				1	0.5	

※当事業所は、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、必要な職員を配置しています

※常勤換算とは、それぞれの職員の週あたりの勤務延べ時間数の総数を、当事業所の常勤職員の勤務時間数 (週40時間) で除した数です

※主たる事業所と従たる事業所の間で職員は相互支援を行う体制としています

＜職務内容＞

- (1) 管理者：理事長の命を受け、事業所に勤務する職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、サービス実施に関し、事業所職員に遵守させるための必要な指揮命令を行う
- (2) サービス管理責任者：サービス利用者について、アセスメント、個別支援計画（就労継続支援計画）の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施手順に係る管理を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討し必要な指導を行うほか、他の職員に対する技術的指導、助言を行う
- (3) 職業指導員：サービス利用者について、個別支援計画に基づき、適切な就労支援の提供にあたる
- (4) 就労支援員：就労に結びつけるために関係機関（ハローワークや職業センター、実習先など）との連絡調整、または関係機関への同行、就職後のフォローなど、事業所の中だけではなく他機関、資源を利用してトータルに就労に向けての支援にあたる。

6. サービス提供の内容

- (1) 訓練等給付費対象サービス内容
 - (ア) 就労移行支援計画の作成
 - (イ) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
 - (ウ) 施設外就労、施設外支援
 - (エ) 求職活動支援
 - (オ) 職場定着支援
 - (カ) 健康管理
 - (キ) 訪問支援
 - (ク) 送迎サービス
 - (ケ) 前各号に掲げる便宜に附帯する介護や訓練の支援、相談や助言など。

サービスの種類	サービスの内容説明
ア) 計画作成	サービス管理責任者が適切な方法によりアセスメントを行い、結果に基づき、就労移行支援計画の原案等を作成します。
イ) 各種訓練	当事者の希望や障害等の状況を踏まえ、販売活動を通じた対人訓練、パソコン訓練や座学、企業での実習等を行います。
イ) 訓練の内、 工賃支払い 対象となる 生産活動	1、自主生産品の生産 2、企業の受注作業 3、上記以外の作業 ※工賃の支払い：上記生産活動における事業収入について、別に定める工賃支払規定に基づき、事前に取り交わした工賃支払通知書の通りに支払いをします。

<p>ウ) 施設外就労、施設外支援</p>	<p>就労能力や工賃向上、一般就労への移行に資すると認められる場合、企業等において作業が実施できるよう支援をします。 ※施設外就労：当事業所と企業等との契約に基づき、企業等において作業を行います。常時、職員が同行します。 ※施設外支援：企業等において作業を行いますが、単独で取り組めるように支援します。職員は、導入時の他、状況に応じて適宜支援します。公共職業安定所等の他機関における訓練も含まれます。</p>
<p>エ) 求職活動支援</p>	<p>公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等と連携し、企業見学や実習等の求職活動の支援をします。 実習は、企業等と任意で行う実習と、県の事業を利用する実習があります。</p>
<p>オ) 職場定着支援</p>	<p>就職後、当事者又は企業等との相談の上、職場定着の為に支援を行います。</p>
<p>カ) 健康管理</p>	<p>日常的な健康チェックの他、必要に応じ医療機関や服薬等の確認を行い、心身の健康保持の為に支援を行います。状況に応じ協力医療機関との連絡調整をします。</p>
<p>キ) 訪問支援</p>	<p>必要に応じて、自宅に訪問し支援します。</p>
<p>ク) 送迎サービス</p>	<p>基本的に自主通勤して頂きますが、自主通勤が難しい場合、事前に時間や乗降場所を決めておき、送迎を行います。</p>

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

- (コ) 社会適応訓練
- (サ) 目的地までの移動支援
- (シ) 生活や訓練で日常的に使用する物品の提供
- (ス) その他、機器の使用

サービスの種類	サービスの内容
<p>コ) 社会適応訓練</p>	<p>季節の行事や外出等を通して、社会で生活する能力を向上させるための支援を行います。飲食代や施設入場料等を頂く場合があります</p>
<p>サ) 目的地までの移動支援</p>	<p>実習や求職活動の際の目的地までの同行、公共交通機関利用の支援を行います。運賃や燃料費等を頂く場合があります</p>
<p>シ) 生活や訓練で日常的に使用する物品の提供</p>	<p>日常的に使用する消耗品は、通常必要と認められる範囲において使用して頂きます。個別の理由で特別に提供した物については、実費を負担して頂く場合があります(常備薬、消毒用品、生理用品、尿取りパットなど)</p>

ス) その他、機器の使用	希望に応じて、当事業所の電話、コピー機、シャワーなど使用して頂 けますが、実費を負担して頂く場合があります
--------------	--

※自己負担を求める場合は、事前に説明し同意を得た上で請求します。お金を受領した際には領収書を発行します

※食事の提供はございません。各自、弁当などを持参して下さい。当事業所での弁当発注を希望される場合はご相談下さい

7. 利用料金

- (1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金（別紙、点数表参照：1単位10円）
訓練等給付費によるサービスを提供した際、厚生労働大臣が定めるサービス利用料金のうち9割が給付費対象となります。事業者が市町村から給付費を直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として1割の額を事業者にお支払い頂きます（定率負担、又は利用者負担額といいます）

なお、定率負担、又は利用者負担額の軽減等が適用される場合はこの限りではありません（障害福祉サービス受給者証をご確認ください）

- (2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金
上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」を参照
- (3) サービス利用の取消料
利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日夕方5時までに当事業所までお申し出下さい。申し出なく当日利用を辞退された場合、体調不良等のやむをえない場合を除き、キャンセル料を頂く場合があります

キャンセル料（1日当たり：基本サービス費の10%）

- (4) 利用料金のお支払方法
事前に振替依頼書を提出頂き、前記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、振替通知書でご請求します。翌日21日引き落としとなりますが、方が一、翌月に引き落としできない場合、翌月の利用料と合わせての引き落としとなりますが、それでも引き落としできない場合は、2ヶ月の利用料の請求書を別に発行し、請求書の指定口座に振り込んで頂く形になります。請求書発行後30日以内にお支払い頂けない場合は、ご利用を一旦中止して頂くこととなります

※金融機関口座からの口座振替（ご利用できる金融機関）：飛騨農業協同組合

8. 秘密の保持、利用者の記録及び情報の管理

- (1) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿って対応します。職員は、業務上

- 知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します
- (2) 従事者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる旨を、雇用契約において規定しています
- (3) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、これらの記録などは契約の終了後5年間保管します
- ※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、8：00～17：00です
- (4) サービスを提供する上で、他事業所及び医療機関などとの連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、「個人情報情報の取り扱い同意書」に基づき情報提供します
- (5) 事業者は、利用契約を希望される方に対して、「障害福祉サービス受給者証」を確認させていただきます。また、記載内容に変更があった場合は当事業所にお知らせ下さい
(住所、利用者負担額、サービス支給量、障害程度区分)

9. 緊急時の対応

- (1) 職員は、サービス提供中に利用者の状態が急変した場合、速やかに担当の相談支援専門員、ご家族、病院などに連絡します。かかりつけ病院と連絡がとれないなど状況に応じて、下記の協力医療機関に連絡する可能性があります。
緊急性が高いと判断した場合は救急車を要請します
(緊急連絡先に変更があった時は遅滞なく事業所にお知らせ下さい)
- (2) 緊急事態の状況に応じて、管理者に報告の上、市、県、飛騨保健所、警察などに報告します
(法人の対応マニュアルに準じて対応します)

【協力医療機関】

- (1) 医療法人 人生仁会 須田病院 (精神科) ※入院設備：あり

医院長	かとうひであき 加藤 秀明
所在地	たかやましこくふちようむらやま 高山市国府町村山235-5
電話番号	0577-72-2100

- (2) 江尻内科・循環器科クリニック (内科・循環器科) ※入院設備：なし

医院長	えじりともあき 江尻 倫昭
所在地	ひだしふるかわちようかみきた 飛騨市古川町上気多631-1
電話番号	0577-74-0041

10. 要望・苦情等申立先、虐待防止に関する相談窓口

- (1) 要望・苦情等申立先

<p>いこ いえ 憩いの家</p>	<p>でんわばんごう 電話番号：0577-73-0150 うけつけじかん ごぜん 受付時間：午前8：00～午後5：00 うけつたんとく おくだやすひろ 受付担当：奥田康弘</p>
<p>よしきふくしかい 吉城福祉会</p>	<p>しよざいち きふけんひだ しふるかわちようわかみやにちようめ ばん ごう 所在地：岐阜県飛騨市古川町若宮二丁目1番60号 でんわばんごう 電話番号：0577-73-7715 うけつけじかん ごぜん 受付時間：午前8：00～午後5：00 くじようかいけつせきにんしや やまこしくにひこ 苦情解決責任者：山腰邦彦</p>
<p>だいさんしゃいん 第三者委員</p>	<p>さの みつひろ (でんわ 佐野 光弘 (電話 0577-73-2523) いわさ みほこ (でんわ 岩佐 美保子 (電話 0577-73-5489)</p>
<p>ひだしやくしよ ふくしか 飛騨市役所 (福祉課)</p>	<p>しよざいち きふけんひだ しふるかわちようわかみやにちようめ ばん ごう 所在地：岐阜県飛騨市古川町若宮二丁目1番60号 でんわばんごう 電話番号：0577-73-7483 うけつけじかん ごぜん 受付時間：午前8：30～午後5：15</p>
<p>きふけんうんえいてきせいかい 岐阜県運営適正化委員会</p>	<p>しよざいち きふけんしもなら きふけんのうぎようしやかいかん 所在地：岐阜県下奈良2-2-1 岐阜県農業者会館 でんわばんごう 電話番号：058-278-5136 うけつけじかん ごぜん 受付時間：午前9：00～午後4：00</p>

(2) きやくたいぼうし かん そうだんまどぐち
虐待防止に関する相談窓口

<p>きやくたいぼうし かん 虐待防止に関する そうだんまどぐち 相談窓口</p>	<p>でんわばんごう 電話番号：0577-73-0150 ふあつくす FAX：0577-73-0170 うけつけじかん ごぜん 受付時間：午前8：00～午後5：00 きやくたいぼうしせきにんしや おくだやすひろ 虐待防止責任者：奥田康弘</p>
--	--

11. そんがいばいしよ
損害賠償

(1) そんがいばいしよ ばあい
損害賠償がなされる場合

けいやく もと
契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により契約者に
しよ 生じた損害について ばいしよ 賠償する責任を負います。また、守秘義務に違反した場合も
どうよう 同様とします。ただ、けいやくしや こいまた かじつ みとめ
契約者に故意又は過失が認められる場合は、契約者の置か
れたしんしん じようきよう かんあん そうとう みとめ ばあい
心身の状況を勘案して相当と認められる場合は、損害賠償責任を減じ
ることができるものとします

(2) そんがいばいしよ ばあい
損害賠償がなされない場合

じぎようしや
事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
とりわけい か かくごう がいとう ばあい
とりわけ以下の各号に該当する場合は、事業者は損害賠償責任を免れます

- ① 契約者が、契約時にその心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知をしたことに起因して損害が発生した場合
- ② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知をしたことに起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調変化など、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

12. 当事業所のサービス利用の際の遵守事項

<p>A：設備・器具の利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内の設備・器具は本来の用法に従って利用してください ☞ 不適切な扱いや、意図的に商品や備品などを破損した場合は、弁償していただく可能性があります
<p>B：喫煙</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館内禁煙です。外の指定場所で喫煙してください ☞ 灰皿は設置しておりません。携帯灰皿を持参してください ☞ 通所や帰宅の移動時、敷地内での歩きタバコは禁止します
<p>C：貴重品の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重品は、利用者の責任において管理してください ☞ 自己管理が難しい方は、貴重品を施設に持ち込まないでください
<p>D：宗教活動 政治活動 営利活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内における、他の利用者に対する宗教活動・政治活動・営利活動は禁止します
<p>E：自動車(バイク含む) の運転</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車(バイク含む)での通所について、任意保険加入を証明する書類(コピー等)と、別途「警約書」を提出した方に限り、マイカー通所および所定の駐車場を使用して頂きます ☞ 医師の運転不可の診断、生活保護担当者や後見人などから車の所有を認めない判断、警察の指導があれば、これに従い、遅滞なく事業所に報告してください ☞ 職員が、事業所の車の運転を依頼することはありません

<p>F：事業所における ルール（重要）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • おおやけ ちつじょ また ぜんりょう ふうき みだ おそ こうい 公の秩序、又は善良な風紀を乱す恐れのある行為をしないこと ☞ かいご ほじょ もくてき た りようしゃ しょくいん からだ ぶ こうい 介護や補助を目的としない、他の利用者や職員の体に触れる行為を 禁止します（セクハラ、プライベートな関わりを事業所に持ちこむ） • たしや じぎょうしょ めいわく およ また おそ こうい 他者や事業所に迷惑を及ぼし、又はその恐れのある行為をしないこと ☞ た りようしゃ しょくいん ぼうりよく いあつ ぶじょく はつげん めいよ そこ 他の利用者や職員への暴力、威圧、侮辱、セクハラ発言、名誉を損な う行為を禁止します（インターネット上に、利用者や職員（家族含む） の写真を無断で掲載したり、中傷の書き込みなどをするを含む） ☞ そうほう かぞく含む こうい なく、 でんわ ほうもん などをして、 りようしゃ しょくいん 双方（家族含む）の合意なく、電話、訪問などをして、利用者や職員 の個人の生活に入り込まないこと ☞ りようしゃどうし きんせん ぶつびん か か そうよ いんしょくぶつ 利用者同士で金銭や物品の貸し借り、贈与しないこと（飲食物含む） • しゅじい れんけい たも けんこうじょうたい りゅうたい たいちょう わる とき むり 主治医と連携を保ち、健康状態に留意し、体調が悪い時は、無理 をしないで休むこと 特に、いしから ちりょう にゅういん しじ したが 特に、医師から治療や入院の指示があれば、これに従うこと ☞ いし しじ きよひ ばあい きほんてき ていきょう 医師の指示を拒否した場合、基本的にサービス提供ができません ☞ びょうき しょうじょう じしやうたがいこうい た りようしゃ えいきょう たいしよ 病気の症状による自傷他害行為が、他の利用者に影響があり、対処 方法が見つからない場合は、サービスを提供できない場合があります
<p>G：職員の指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> • さぎょうていじゆん じぎょうしょ べんとうはつちゅう そうじぶんたん しょう 作業手順や事業所のルール（弁当発注、掃除分担、ロッカーの使用な ど）について、しょくいん しじ したが 職員に指示があればこれに従うこと ☞ わからないこと、 困ることがあれば、 職員にお知らせください • み 身のまわりのこと、 きょうゆう ばしょ しょう 身のまわりのこと、共有する場所（トイレ、キッチンなど）の利用につ いて、他の方の迷惑になり、解決方法が見つからない場合は、サービス を提供できない場合があります ☞ おうと しっぴん など おせん とき しょう きが きょうゆう ばしょ 嘔吐や失禁などで汚染した時のシャワー使用、着替え、共有する場所を 汚した時の掃除など、必要に応じて職員が支援しますが、かいご きよひ されたり頻度が多い時は、サービスを提供できない場合があります ☞ しょうひん と あつか にお えいきょう うける かた にゅうよく 商品を取り扱うほか、臭いに影響を受ける方がみえるため、入浴や せんたく ぶく き らいしょ こうすい えんりよ 洗濯した服を着て来所してください。香水はご遠慮ください

<p>H：感染症対策 (新型コロナウイルス対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通所日の朝は検温の上、マスク又はフェイスシールドを着用して来所してください。また、食事前やトイレ後などの手洗いをしてください ☞37.5度を超える発熱、普段と異なる体調不良などがある時は、サービス提供できません(事業所にて発覚した場合は送迎します) ☞事業所では換気や消毒、職員の検温などを実施しておりますが、ご自宅や地域でも、マスクなどの着用、手洗い、三密を避けるなどの対策をお願いします ・県外や感染者が多い地域(海外含む)に行く場合や、このような人と接触する場合は、事業所に申し出てください ☞登録者本人、ご家族、家に入りする近しい人や事業所などについて、PCR検査を受ける人がいる場合は、必ず事業所に申し出てください
<p>I：その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程にある『家族懇談会』を年1回以上開催し、事業運営等に関して利用者家族の理解・協力を得ると共に、利用者家族相互の交流を図るよう努めます ・事業運営にあたっては、『運営委員会』を年1回以上開催し、市や地域住民との連携に努めます

※遵守事項を守って頂けない場合、状況によってはサービスの提供を中止する場合があります

※遵守事項を守るよう促しても解決しない場合は、「誓約書」を発行します。「誓約書」に期限を設けた場合、期限までに改善に向けた歩み寄りがなく、他のご利用者に迷惑がかかったり、事業所の運営に支障が出る場合は、管理者又は理事長の判断により、利用契約を解除する可能性があります

13. 地震・火事・風水害などの災害時の対応

(1) 事業所は、サービス提供時の地震・火事・風水害など災害時において、別に定める「防災マニュアル」に沿って対応します。状況に応じ、施設に待機、送迎車にて帰宅、より安全な建物に避難する場合があります

※避難する場合は、下記の順となりますが、土砂災害の危険性がある場合は③への移動を優先します

- ①養護老人ホーム和光園 ②下気多研修センター ③古川町総合会館

(2) 事業所は、関連する法令に基づき、避難・防災訓練を実施します

※当事業所では、事故・災害に備えて、傷害保険及び損害賠償保険に加入しています

えぬていーていーでんごん
N T T 伝言ダイヤル 使用方法

いこ いえ えぬていーていー せっち 171 しせつ とろく かぞく かくにん でんわ いただ
憩いの家では N T T が設置する『171』に施設として登録し、ご家族に確認の電話をして頂
くことが可能です

(1) ご利用できる電話は、一般電話、公衆電話、携帯電話です
ていきょうかいし しんど いじょう じしんはつせいおよ じしん ふんかとう ほんせい ひさいち む あんび
提供開始は、震度6以上の地震発生及び、地震・噴火等の発生により、被災地に向けて安否
確認の通話件数が増加し繋がりにくい状況となった場合です

- (2) 使用方法
- ① プッシュ番号「171」を押す
 - ② 再生の「2」を押す
 - ③ 電話番号で憩いの家の番号「0577-73-0150」を押す
 - ④ ダイヤル電話以外については、「1」+「#」を押すと施設側からの録音が再生されます
でんごん ほぞんきかん ろくおんご か じかん
伝言の保存期間は、録音後2日（48時間）

令和 年 月 日

していしゅうろういこうしえんじぎょう ていきょうおよ りようかいし さい ほんしょめん もと じゅうようじこう
指定就労移行支援事業サービスの提供及び利用開始に際し、本書面に基つき重要事項の
せつめい おこな
説明を行いました。

事業所名 : 飛騨市障がい者自立支援施設 憩いの家
説明者職名 : サービス管理責任者
氏 名 : 谷 口 博 亮 印

わたし ほんしょめん もと じぎょうしゃ していしゅうろういこうしえんじぎょう ていきょうおよ りよう
私は、本書面に基つき事業者から指定就労移行支援事業サービスの提供及び利用につ
いて重要事項の説明を受け同意しました。

利用者住所 :

氏 名 : 印

代理人住所 :

(後見人等)

氏 名 : 印

続 柄 :